

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の改正概要

別紙 1

条例改正の主なねらい

- 杜撰な土砂等の埋立事業が県内外で発生していることから、不適正な土砂等の埋立ての未然防止と早期発見・早期対応による拡大防止を図るための規制強化
- 特に、県外土砂については、新たに土砂の履歴確認等の効果的な対策を講ずる一方で、県内の土砂の適正な埋立事業については規制緩和
- 近年の豪雨等による災害発生土砂の処理対応の強化

条例改正内容

① 特定事業者に係る許可の欠格条項を拡大(第12条関係)

特定事業者に係る許可の欠格条項として、①禁錮刑以上の刑に処せられた者、②土砂条例・廃棄物処理法・暴力団対策法違反により罰金刑に処せられた者、③暴力団員、④土砂条例に係る措置命令等の履行を完了していない者等を追加する。

また、土砂条例・廃棄物処理法の悪質な違反等を理由に、許可事業者の許可を取り消された者についても、5年間対象とする。

更に、法人にあっては、役員、株主、使用人等も対象とする。

② 改善命令の導入(第22条の2関係)

許可した特定事業の埋立面積、使用土砂量、埋立高さ等の構造、災害防止措置等の施工計画や構造基準等に適合しない埋立てを行った場合や、特定事業の施工中に義務付けられた水質検査、標示等を行わなかった場合、知事が必要な措置を行うよう命ずること(改善命令)ができるようにする。

条例改正内容

③ 展開検査の実施(第15条の2関係)

特定事業者に対し、土砂等の搬入の際に、廃棄物等の混入防止を徹底させるため、展開検査(目視による検査)を義務付ける。

④ 土砂等管理台帳の作成・保管(第15条の3、第25条関係)

特定事業者に対し、土砂等の搬入状況(搬出場所、搬入日、搬入量、展開検査の結果等)等を記録する土砂等管理台帳の作成・保管(事業完了から5年間)を義務付ける。

特に、県外土砂等については、土砂等のすり替え等を防ぐため、更に詳細な運搬履歴、写真等の保管を義務付ける。

⑤ 事業完了後の水質モニタリングの実施(第7条の2、第17条関係)

特定事業において埋め立てた土砂等や浸透水の検査結果が基準値を超過した場合や、県外土砂等による埋立てを行った場合、特定事業が否かに関わらず、土壌汚染に係る措置命令を受けた場合は、事業完了後等から2年間(6ヶ月毎)、水質モニタリングを実施させ、汚染のないことを確認する。

⑥ 土砂等の搬入の届出手続の明確化(第15条関係)

土砂等の搬入の届出について、土砂等の搬入日(特定事業場に搬入するまでの間に、県外土砂等を県内で一時堆積(仮置き)する場合は、当該一時堆積場所への搬入日)の3日前までに提出させ(規則第12条)、また、届出事項に変更があった場合の変更届出の手続を義務付ける。

条例改正内容

⑦ 土砂等の排出現場における対策の強化(第3条関係)

建設工事等の土砂等の搬出を伴う事業を行う者に対し、排出土砂等の現場内又は現場間利用等の適正な有効利用の実施について努力義務を課す。

⑧ 立入検査・報告徴収の拡充(第26条関係)

知事が、土砂等の搬出場所や排出者、運搬車両や運搬者について、立入検査や報告徴収ができるようにする。

⑨ 土地所有者等の責務(第3条の2関係)

土地所有者、占有者及び管理者に対し、土砂等の不適正な埋立てが行われることの防止や、土砂等の不適正な埋立てがあった場合の通報について、努力義務を課す。

⑩ 災害発生土砂の搬入手続の簡素化(第15条関係)

災害発生土砂を既設の特定事業場に搬入する場合、通常、事前に提出が必要な土砂等の搬入届出について、事後の提出で足りることとする。

⑪ 周辺住民への周知(第9条の2関係)

特定事業の許可申請前に、説明会の開催等の周辺住民への事業内容の周知を義務付ける。

⑫ 特定事業の円滑な事業承継の推進(第22条関係)

特定事業を承継することができる要件として、法人等の分割を追加する。

条例改正内容

⑬ 罰則の新設(第30条の2、第31条、第32条関係)

- ・改善命令違反 ⇒ 1年以下の懲役、100万円以下の罰金
- ・土砂管理台帳の作成義務違反 ⇒ 50万円以下の罰金
- ・土砂管理台帳の保存義務違反 ⇒ 30万円以下の罰金

⑭ 罰則の厳格化(第30条関係)

無許可での特定事業の実施などを 1年以下の懲役 ⇒ 2年以下の懲役 とする。

⑮ 特定事業の一部完了に係る届出手続の明確化(第20条関係)

特定事業者に対し、特定事業の一部が完了した時は知事に届け出させ、完了時の確認を行うこととする。

● 規制緩和

⑯ 施工期間が1年以下の特定事業においては、浸透水の検査は、事業完了時の1回とする。ただし、適切な土砂等の搬入や維持管理が行われていない場合を除く。(第17条関係)

⑰ 特定事業の軽微な変更(使用される土砂等の量、事業場の面積の減少や10%未満の増加等)は、届出の対象とする。(第14条関係)

1 土砂基準超過等に係る措置命令を受けた者が実施する水質検査等(第4条の2から第4条の4まで関係)

条例第7条の2の規定に基づく水質検査等について、実施方法等を以下のとおり定める。

- (1) 水質検査等の実施の起点日は、措置命令に係る措置を完了した時とする。(第4条の2第1項関係)
- (2) 試料採取に当たっては、県職員の立会を要する。(第4条の2第3項関係)
特定事業の完了・廃止時の検査と同様。
- (3) 検査は6月毎に実施し、6月経過後3週間以内に県へ報告(第4条の4第1項関係)
検査頻度及び報告期限は、特定事業施工時(一時堆積事業以外)と同様
- (4) その他、試料の採取、検体の作成、分析及び報告の方法は、現行条例の水質検査及び土壌検査のものと同様とする。(第4条の2第4項、第4条の3第3項、第4条の4第2項関係)

2 周辺住民への特定事業の周知(第6条の2関係)

条例第9条の2の規定に基づく周知の方法等について、以下のとおり定める。

- (1) 説明会の実施に関する周知の義務付け(第1項関係)
- (2) 説明会の公正、円滑な実施が阻害されることが明らかである場合は、資料提供等により説明会の実施に代える。(第2項関係)

3 特定事業許可申請に係る添付書類の追加(第7条関係)

条例12条第1項第6号に定める欠格要件を追加したこと等に伴い、審査に要する以下の書類を追加する。

- (1) 定款又は寄附行為(法人)
- (2) 申請者等が欠格要件に該当しない者であることを証する誓約書
- (3) 申請者が未成年者である場合の法定代理人、法人の役員、株主等及び使用人に関する書類
(住民票の写し、登記事項証明書、これらの者を整理した一覧表)

また、条例第9条の2の規定による説明会等の実施状況を確認するため、これを整理した書面及び説明会資料等の提出を求める。

4 特定事業の変更について(第11条関係)

条例14条第1項の規定による許可を要する変更は、以下のとおりとする。なお、変更前の条件として比較するのは、条例9条又は第14条第1項の許可を受けた内容とする。(第11条第1項関係)

- (1) 特定事業場又は特定事業区域の面積が10%以上増加するもの
- (2) 特定事業に使用する土砂等の量が10%以上増加するもの(一時堆積事業は除く。)
- (3) 特定事業場の構造に係る変更であって、以下の変更(一時堆積事業は除き、条例の構造基準の適用を受けるものに限る。)。なお、条例の構造基準の適用を受けない(他法令で確認される)変更については、他法令における手続きの後、変更届を提出。
 - ア 擁壁、のり面の排水溝の施設の変更(土砂等の崩落防止に係る重要な施設)
 - イ 構造基準(規則別表第3)で要求される措置の変更
 - ウ のり面の勾配の変更(急峻になるものに限る。)

上記以外の申請書記載事項に係る変更の他、申請者の法定代理人、役員、株主等、使用人の変更について、変更届出対象とする。(第11条第4項関係)

5 土砂等搬入届について（第12条関係）

- (1) 条例15条第1項の規定による土砂等搬入届について、提出期日を特定事業区域へ土砂等の搬入を開始する日の3日前までとする。ただし、県外土砂等であって、県内で仮置き（一時堆積）を行う場合は、その一時堆積場所への搬入を開始する日の3日前までに提出を要することとする。（第12条第1項関係）
- (2) 県外土砂等については、土砂等搬入届の添付書類として、土壤検査の試料採取時の位置図及び写真並びに土砂等の色相や性状が確認できる写真の添付を義務付けることとする。（第12条第2項関係）
- (3) 災害発生土砂等の非常災害時の緊急措置として特定事業場に搬入する土砂等については、土砂等の元々の所在が不明となることが想定されるため、届出の単位を「土砂等を撤去した区域」ごととする。（第12条第5項関係）
- (4) 条例15条第3項の規定による土砂搬入届の変更に係る土砂搬入変更届は、土砂等の搬入までに提出を要することとする。（第12条第6項関係）

6 土砂等管理台帳等（第12条の2関係）

- (1) 条例第15条の3で定める土砂等管理台帳及び同条第5号で定める県外土砂等に係る事項を記録する様式を定める。また、県外土砂等の添付書類として、運搬・保管中の土砂等の量を証する書類及び搬出を開始した日に撮影した土砂等の写真の添付を義務付ける。（第12条の2第1項、第2項関係）
- (2) 土砂等管理台帳への記載事項について、条例15条の3第6号で規定する記載事項を整理（第12条の2第3項関係）

7 事業完了・廃止、許可取消後の水質検査等（第14条から第16条まで関係）

条例第17条第3項の規定に基づく水質検査等について、実施方法等を以下のとおり定める。

- (1) 試料採取に当たっては、県職員の立会を要する。（第14条第2項関係）
- (2) 水質検査等の実施の起点日は、特定事業を完了又は廃止した場合は、県が完了（廃止）に係る確認結果を通知した日とする。特定事業の許可を取り消された場合は、知事が別に指定する日とする。（第14条第4項関係）
- (3) 検査は6月毎に実施し、6月経過後3週間以内に県へ報告しなければならない。ただし、許可を取り消された場合については、現況の水質を確認する（完了・廃止時とは異なり、直近の水質等が確認されているか担保されていない）ため、起点日の指定から1月以内の測定を追加。（第14条第4項、第16条第1項関係）
- (4) その他、試料の採取、検体の作成、分析及び報告の方法は、現行条例の水質検査及び土壤検査のものと同様とする。（第14条第3項、第15条、第16条第2項関係）

8 特定事業再開に係る届出の期日（第19条関係）

条例第21条第2項に規定する特定事業休止後の再開の届出について、提出期日を再開の7日後までとする。

9 事業承継の届出に係る添付書類の追加（第20条第2項関係）

条例12条第1項第6号に定める欠格要件を追加したこと等に伴い、届出に以下の書類を追加。

- (1) 定款又は寄附行為（法人）
- (2) 申請者等が欠格要件に該当しない者であることを証する誓約書
- (3) 申請者が未成年者である場合の法定代理人、法人の役員、株主等及び使用人に関する書類（住民票の写し、登記事項証明書、これらの者を整理した一覧表）

10 様式類

新規様式の追加及び既存様式の所要の修正